

知多市訓令第4号

知多市行財政対策委員会設置規程（昭和52年知多市訓令第10号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月26日

知多市長 宮 島 壽 男

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。



別紙

(下線部分は改正箇所)

改正後	改正前
(事務局) 第 1 1 条 対策委員会の事務局は、企画部 <u>企画政策課</u> に置く。	(事務局) 第 1 1 条 対策委員会の事務局は、企画部 <u>企画情報課</u> に置く。